

議 事 録

第 20 回 定 例 総 会

平成31年3月11日

太田市農業委員会第20回定例総会議事録

開会日時 平成31年3月11日(月) 午後 2時
閉会日時 平成31年3月11日(月) 午後 3時30分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
2丸山 忠 3木暮 昌弘 4中村 博正 5遠坂 修一
6藤生 博 7吉田 清和 8牛久保 榮治 9小林 良孝
10糸井 敏幸 11岡田 貴男 12塚越 寶 14高柳 章
15石原 孝志 16新井 章夫 17清水 由紀江 19藤本 富久
20茂木 利子 21片亀 昌子 22中村 薫

欠席委員 (3人)
1藤澤 武則 13山田 清作 18武内 満

出席職員 (8人)
小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第20回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。
事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員3名です。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、20番 茂木 利子 委員 と 21番 片亀 昌子 委員のお2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 ございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 281 m²について、住宅建築の計画がなくなったため、許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。

番号1番について、住宅用地として許可を得ましたが、建築の計画がなくなったため許可を取り消すものです。当地区協議会で確認調査書に基づき現地を確認した結果、農地のため特に問題なく取り消し相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、順番が変わりますが、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 下田島町の土地 824 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。太陽光発電施設用地として転用するものです。

2番 粕川町の土地 150 m²、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には、尾島庁舎から300m以内にある農地」の理由から、第三種農地と判断されます。農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

3番 新田下江田町の土地 1,143 m²、農地区分につきましては、「今後長期にわたり農業上の理由を確保すべき区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農地改良として一時転用するものです。

4番 新田下江田町の土地 2,667 m² 外2筆 計5,620 m²、農地区分 農用地区域内農地、農地改良として一時転用するものです。

5番 新田下江田町の土地 1,921 m² 外2筆 計2,814 m²、農地区分 農用地区域内農地、農地改良として一時転用するものです。

6番 新田赤堀町の土地 277 m² 外1筆 計499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 藪塚町の土地 543 m² 外1筆 計715 m²、農地区分 第二種、農業用施設及び通路用地として転用するものです。

8番 大原町の土地 98 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 10番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。
- 申請人は、相続により農地を取得しましたが、老齢のため耕作が困難となり、土地の有効利用のため、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。現地確認をしたところ、周囲の西と東は住宅、北は申請人の宅地、南は車道となっており、したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 番号2番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 申請人は、申請地を農機具小屋、作業スペースとして使用するための申請です。現地確認した結果、申請地は以前農地法の許可を得ず作業小屋として使用していたため、是正依頼により小屋を解体し、農地に戻した土地で、今回、農家住宅用地の敷地拡張と農機具小屋の再設置をするものです。申請地の西側は自己住宅、南側は住宅、東側は畑、北側は畑になっておりますが、農地への支障も問題ないことから協議会で許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いします。
- 議長 ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定します。

議 長 続いて、番号3番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は低湿地のため、かさ上げをして畑として耕作したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は北、東は田んぼ、西は道路、南は住宅になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないものと、許可相当と意見決定いたしました。

4番について、申請人は低湿地のため、かさ上げして畑として使用したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北が線路、東は水路、西、南は畑になっており、周辺農地に支障もなく、問題ないものと、許可相当と意見決定しました。

5番について、申請人は低湿地のためかさ上げをして畑として耕作したいとのことです。申請地は2カ所あります。1つは、現地を確認したところ、周囲は北、東は田、西、南は道路になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないものと意見決定しました。もう1つは、現地を確認したところ、周囲は北、住宅、東は水路、西は道路、南は田んぼになっております。周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

6番について、譲受人は妻の実家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため申請地を取得し、住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北が住宅、東は畑、西は道路と畑、南は畑になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番と8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号7番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認などの調査を行いました。
7番については、申請人は農地法3条の申請を提出するに当たりまして、調べたところ、相続した土地に建物が建築され、通路用地が農地法の許可を受けていないことが判明したので、始末書を添付して是正するものです。周囲は、北は宅地、西側は水路、南側は道路になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 17番委員 8番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は、現在利用している太陽光発電のメンテナンス用車両置場として使用しておりましたが、農地であることが判明したため、始末書を添付して是正するものです。現地を確認したところ、北は太陽光、東と西は農地、南は雑種地となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番と8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号7番と8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番と8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は28件です。事務局より、提案をお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、会長宛てに28件提出されております。議案書に基づき提案させていただきます。

1番 富沢町の土地 1,325 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ha未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。露天駐車場用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 393 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 上小林町の土地 694 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 2,187 m² 外4筆 計8,925 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 446 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 288 m² 外1筆 計499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 龍舞町の土地 416 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 下小林町の土地 1,203 m² 外1筆 計1,323 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

9番 只上町の土地 5,986 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

10番 吉沢町の土地 319 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

11番 大鷲町の土地 2,974 m² 外1筆 計5,573 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

12番 大鷲町の土地 1,653 m² 外2筆 計4,566 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 尾島町の土地 1,434 m² 外2筆 計2,209 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

14番 備前島町の土地 177 m² 外1筆 計499 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規

定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

15番 粕川町の土地 469 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

16番 粕川町の土地 124 m² 外1筆 計477 m²、農地区分は第二種です。具体的には木崎駅から 500m以内の農地となります。一般住宅用地として転用するものです。

17番 粕川町の土地 291 m² 外1筆 計756 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

18番 粕川町の土地 959 m²、農地区分は第二種です。具体的には尾島庁舎から 500m以内の農地となります。太陽光発電施設用地として転用するものです。

19番 新田木崎町の土地 384 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田小金井町の土地 110 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田小金井町の土地 430 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田上江田町の土地 28 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田上江田町の土地 936 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

24番 山之神町の土地 1,343 m²の内 371.40 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可となりますが、農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を設置する場合は例外規定があり、問題ないと考えます。農機具置場、通路用地として転用するものです。

25番 大原町の土地 20 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

26番 大原町の土地 44 m² 外5筆 計884 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

27番 大原町の土地 281 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

28番 六千石町の土地 1,899 m²、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

4番委員 番号1番、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号1番の申請人は、隣接地で老人ホームを運営しており、職員の駐車場に厨房棟ができたため、新たに駐車場として利用するための転用申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は畑、東、北側は宅地、西は道路を挟んで一部畑と宅地となっており、昨年7月に工事のための駐車場として一時転用された場所です。農地として復元されておりますので、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
次に、番号2番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、手狭になってきたため申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、冠稲荷神社北西に位置し、申請地の東側は畑を挟んで駐車場、西側は畑を挟んで宅地、南側は道路を挟んで冠稲荷神社の駐車場、北側は畑を挟んで国道354です。周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
番号1番、2番について、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定します。
議事の途中ですが、東日本大震災8周年追悼式に当たり、暫時休憩といたします。

(休憩)

- 議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。
番号3番から10番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 番号3番について報告させていただきます。許可基準チェックリストに基づきまして調査した結果、譲受人は発電事業を営んでおり、新たな事業用地を借り受けて発電事業を展開したいということでございます。現地を確認しましたところ、太田市立城東中学校の北側で、南側は道路、東側も道路、この周辺は太陽光がかなりできておりまして、周りの農地に支障を来さないと思いますので、協議会では許可相当と意見決定しました。
どうぞご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 9番委員 続きまして、番号4番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。4番について、譲受人は発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいということです。現地を確認したところ、東、西は道路、北は一部田んぼと宅地です。南は農道となっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
続きまして、番号5番の譲受人は、現在、住宅を間借りしており、日本での生活を安定させるため申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西、北は宅地で、東、南は道路となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号6番の譲受人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭なために申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東と西は道路で、北と南は畑です。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号7番の譲受人は借家に住んでおり、手狭なため申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西と北は宅地で、東は駐車場、南は道路で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号8番、譲受人は近隣で製造卸業を営んでおり、業務拡張のため申請地を取得し、不足する駐車場及び資材置場として利用

したいということです。現地を確認したところ、西は宅地と畑、資材置場、北は畑、東は畑となっており、南は道路で周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号9番について、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、周囲は、北は山林、東と西は道路を挟んで畑、南は太陽光発電となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号10番について、譲受人は建築業を営んでおり、自宅に隣接する申請地を取得し、不足する資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、周囲は、北は畑、東は譲受人の自宅、南は雑種地、西は水路を挟んで道路となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号3番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番から10番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号11番と12番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号11番、番号12番について、同一地区と転用事由が同一のため一緒に報告します。協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、それぞれの申請人は同一業種で再生可能エネルギー発電売電事業として太陽光発電売電事業を営んでおります。当該申請地は近くに高い建物もなく、日照を十分に得ることができ、市道に接していることもあり、太陽光発電を行うことに適しているため選定しました。周辺は、番号11番については、西側は水路と道路、南側は道路と農地、東側は農地と道路、北側は道路であります。また、番号12番は11番の北側に設置しますが、中央に水路と道路を挟み、南側は農地と水路、

東側は宅地と一部農地、西側は水路、北側は道路であり、現地確認したところ、それぞれ周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

番号 11 番、12 番について、再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第 3 地区協議会より、番号 11 番と 12 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 11 番と 12 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 11 番と 12 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 13 番から 18 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2 2 番委員 第 4 地区協議会によって許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告します。番号 13 番、太陽光発電用地としての申請であります。申請人は法人でありまして、現地を確認したところ、東側は住宅、南側はソーラーが建っております。西側は墓地であります。北側はソーラーとお寺のお堂が建っておりますので周囲には影響のないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、14 番、申請人は借家に住んでおり、資金のめどがついたため、祖父より借り受けて自己の住宅を建てるものであります。現地を確認したところ、周囲は、東側は道路を挟んで農地、南側は祖父の農地、西側は祖父の作業場になっております。北側は姉の家が建っており、周囲には影響ないと、許可相当と意見決定しました。

1 4 番委員 続きまして、15 番から 18 番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

初めに、15 番について、申請人は申請地を売買にて取得し、太陽光発電を設置、建設するものです。現地を確認した結果、申請地の東側は道路、北側、西側、南側は畑になっております。造成に際して周囲の農地に影響のないよう十分に配慮することですので、許可相当と協議会で意見決定しました。

続きまして、16番について報告します。譲受人は申請地を売買にて取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認した結果、申請地は不耕作の畑で、譲渡人は遠距離で、また耕作できないため3区画に分譲し、売却計画中の土地です。3区画のうち2区画については30年9月、31年1月に申請され、許可になっており、残り1区画の申請は、東側は1月申請の許可の土地で、北側は畑、西側は畑、南側は住宅になっています。住宅の排水については東側の道路まで排水管を設置し、周辺農地への支障、問題ないので、許可相当と協議会で意見決定しました。

続きまして、17番について報告します。譲受人は申請地を売買にて取得し、再生可能エネルギー太陽光発電売買を行うものです。現地確認した結果、申請地は不耕作の畑で、東側は道路を挟んで未耕作の畑、一部住宅、南側は農道を挟んで運送会社の駐車場、西側は畑、北側は不耕作の畑及び資材置場になっております。譲受人は、太陽光発電設置設備に際し、周辺農地に支障のないよう十分配慮することですので、当協議会で許可相当と意見決定しました。

続きまして、18番について報告します。譲受人の申請地は売買にて取得し、再生可能エネルギーの太陽光発電の設置、運営を行うものです。申請地を現地確認した結果、申請地は未耕作の畑で、東側は農道を挟んで住宅、北側は未耕作の畑、石田川につながり、西側は住宅、南側は道路を挟んで未耕作の畑になっております。譲受人は設置に際し、周辺農地に被害が及ばぬよう十分注意する等ですので、協議会で許可相当と決定いたしました。

再度、番号13番から18番についてご審議のほど、よろしく願います。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第4地区協議会より、番号13番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号13番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号13番から18番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号19番から23番について、第5地区協議会の調査した意 |

見結果を報告願います。

- 7番委員 19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もできたため実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのこと。現地を確認したところ、周囲は北は道路、西東は畑、南は太陽光発電所になっており、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 20番委員 番号20番、21番について報告いたします。初めに、番号20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、中古住宅を購入したところ、宅地の一部として利用されていた申請地が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認しましたが、周囲は、北は譲受人が購入した一体利用地である宅地、東西は宅地、南は譲渡人の畑となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 続いて、番号21番について報告いたします。譲受人は親と同居しており、結婚を機に独立するため申請地を親から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認しましたが、周囲は、北は県道足利伊勢崎線、東は宅地及び雑種地、南、西は譲渡人の農地となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 2番委員 続いて、22番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を宅地とともに取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地及び昨年12月に許可済みの太陽光発電設置予定地であり、周辺農地への支障がないので、許可相当と意見決定しました。
- 続いて、23番について、譲受人は太陽光発電設置用地を探していたところ、申請地を譲り受けることができたので申請するものです。現地を確認したところ、周囲は南、東は宅地、西、北は道路であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
- 19番から23番について、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号19番から23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 長 番号19番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号19番から23番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号24番から28番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号24番から28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。番号24番について、申請人は、平成14年に農機具置場及び通路用として建物を建築及び通路として利用しておりましたが、市の農業政策課から軽微変更の許可を受け、利用している土地の一部が農地法の許可を受けていないことが判明したので、始末書を添付して是正するものです。周囲の状況を確認したところ、申請地には既に建物が建築済みであり、周囲の農地には悪影響を及ぼさないと考えます。それでも周囲に迷惑をかけた場合は申請者において問題を解決しますということですので、許可相当と意見決定をいたしました。
- 17番委員 25番について、チェックリストに基づき調査した結果は議案第3号8番と関連しますが、太陽光発電のメンテナンス用車両置場として使用しておりましたが、20㎡が姉からの使用貸借の農地であったため是正するものです。現地を確認したところ、北と南は農地、東は道路、西は議案第3号8番の雑種地です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 5番委員 番号26番について、譲受人は建設業を営んでおり、居住環境の良い申請地を取得し、建売分譲住宅用地として使用するものです。現地を確認したところ、周囲は南が道路、東西は住宅、北は畑となっています。周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定いたしました。続きまして、番号27番については、議案1号1番と関連する案件となります。譲受人は借家に住んでおり、現在の住宅では手狭になったため申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南は道路、北、西は畑、東は宅地となっています。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 17番委員 続いて、28番について調査した結果は、譲受人は建築不動産業を営ん

でおります。建売分譲住宅用地として買い受け、転用するものです。譲渡人は集約的にビニールハウスで野菜栽培をしているため、全部の農地を耕作できず、申請地を処分するものです。現地を確認したところ、南と西は道路、東は住宅地、北は牧草地です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

24番から28番、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、第6地区協議会より、番号24番から28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号24番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号24番から28番を許可とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、2ページの議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は35件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 　　提出件数35件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東今泉町の土地 畑 3,031 m²、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

2番 東今泉町の土地 田 5,384 m²、農地を譲り受け経営規模を拡大したい。

3番 東今泉町の土地 田 27 m² 外2筆 計968 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

4番 東今泉町の土地 田 928 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 東今泉町の土地 田 2,588 m² 外2筆 計3,100 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

6番から31番については、もと吉沢ゆりの里敷地内の農地の一部であり、譲渡人が26世帯分で、これを一括で佐野市在住の方が買い受ける申請ですので一括して説明させていただきます。吉沢町の土地 畑 2,588 m² 外 計61筆、計40,036 m²、農地規模の拡大を図るために

譲り受け、芝の栽培及び出荷に努めたい。

32番 西長岡町の土地 畑 150 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

33番 菅塩町の土地 畑 809 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

34番 世良田町の土地 畑 178 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

35番 新田中江田町の土地 田 67 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から35番につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

以上、提案させていただきました。処分の決定をお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から31番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員

番号1番から31について、第2地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番と2番は譲受人が同一でありますので、一括して報告いたします。譲受人は経営規模も大きく、水稻、ネギ等を作付しており、農機具等も全て備わっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

続きまして、番号3番から5番でございますけれども、譲受人が同一でありますので、一括して説明させていただきます。申請地は水田地帯であり、譲受人は水稻、ネギを作付して、農機具等も全て備わっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

6番から31番でございますけれども、譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。申請地はもと吉沢ゆりの里の土地でございますけれども、これは第2地区協議会でも毛里田地区の推進委員さんが2名おりまして、熱心に発言されました。これがもしとまらなければ、ここはイノシシの集合場所になってしまうということで、是が非でもこれは許可してもらいたいんだという委員さんからもお話もあ

りました。そういうことの中から、ゆりの里の土地であった、先ほど説明がありました62筆、約40,000㎡の土地でございます。譲受人は佐野市で農地を借り受け、水稻を作付しております。通作距離としては可能であるということ、それから、農機具等も保有しております。現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく問題ないと判断し、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件を満たしている意見決定しました。まとめてになりますけれども、6番から31番については、ゴルフ場の芝の養生も行うようであります。そういうことから、イノシシの巣にならないように、ぜひ頑張ってくださいということでお話をしました。

以上でございますけれども、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から31番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から31番を許可とすることに決定します。

議長 続いて、番号32番と33番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号32番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は夫婦にて野菜を主体として農業経営をしていますが、このたび、譲渡人から高齢化のため耕作が難しくなり、贈与したい旨の申し出により申請地を譲り受け、経営規模の拡大を行うものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可条件を満たしている意見決定しました。

続いて、番号33番について、譲受人は野菜中心の農業経営を行っていますが、譲渡人から高齢で規模の縮小をしていくために譲り渡したい旨の申し出により、申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可条件を満たしている意見決定し

ました。

32番、33番、再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号32番と33番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号32番と33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号32番と33番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号34番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 34番について、基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大をするものです。現地を確認した結果、申請地は譲渡人が耕作できないために自己所有の土地の隣接地で借用耕作している状態です。申請地の周りは畑になっており、また、譲受人はトラクター、耕運機、軽トラック等を所有しており、耕作に問題ないことから当協議会で許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号34番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号34番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号35番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査

した結果は、譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大したいとのことです。譲渡人は高齢のため体調が悪く、将来のことを考えて売却したいとのことです。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号35番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号35番を許可とすることに決定いたします。
なお、3000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、2月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について8件提出されております。
内訳につきましては、田8筆、1,692.00㎡、畑4筆、1,940.00㎡、計12筆、3,632.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について23件提出されております。内訳につきましては、26ページをごらんください。田14筆、6,681.06㎡、畑21筆、8,482.82㎡、計35筆、15,163.88㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は10件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は7件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等もないようですので、以上で第20回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成31年3月11日（月） 午後3時30分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 20 番

署名委員 21 番